智頭町議会広報モニター設置要領

- 1 智頭町議会広報の編集改善に協力し、町民の世論を反映させるため、議会広報モニター(以下「モニター」という。)を置く。
- 2 モニターの定数は、概ね20名を目途とし、議員の推薦によるもの12名以上、自 薦によるもの若干名とする。
- 3 モニターは、智頭町に居住する者の中から選任する。
- 4 モニターは、議長が委嘱し、任期は2年以内とする。
- 5 モニターの選考及び募集は、議長と議会広報常任委員会がこれにあたる。
- 6 モニターが辞任し、又はモニターに欠員が生じたときは、後任を選任又は公募して 補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 モニターは、性別、年齢、職業、地区等の分布に配慮し、広く町民全体の意向を代表する構成となるような選考をする。
- 8 モニターは、議会広報の内容について、アンケートへの回答を行うものとする。
- 9 モニターがその活動に要する通信費等は、議会が負担するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。